

ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領

平成23年4月1日22環第289号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

第1 趣旨

本事業は、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 ソフトセルロース利活用推進事業

1 事業内容

(1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理

ア 要綱別紙1の第2の1の(1)に基づき、地区審査委員会の開催に当たっては、公平性及び透明性を図る観点から、ソフトセルロース系原料の利活用に関する技術に精通した学識経験者等（以下「学識経験者等」という。）がその過半数以上を占めるものとする。

イ 要綱別紙1の第2の1の(2)に基づき、民間推進団体は、ソフトセルロース利活用モデル地区における事業の実施状況等を確認するに当たって、ソフトセルロース利活用モデル地区からの要請があった場合、又は自らの発意により、学識経験者等からなる委員会を開催し、事務局としてこれを運営する。

また、民間推進団体は、ソフトセルロース利活用モデル地区によるモデル事業の円滑な実施に資するため、地方公共団体、研究機関等からソフトセルロース系原料の利活用に関する情報収集を行う。

(2) 技術実証の評価等

要綱別紙1の第2の2に基づき、評価委員会を開催するに当たっては、公平性及び透明性を図る観点から、学識経験者等がその過半数以上を占めるものとする。

2 事業実施手続

(1) 業務提案書

ア 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）は、公募により業務提案書の募集を行うものとする。

イ 要綱別紙1の第5の1の(1)により作成する業務提案書は、別記様式第1号によるものとし、別記様式第2号により環境バイオマス政策課長に申請するもの

とする。

ウ 要綱別紙1の第5の1の(2)による業務提案書の承認の通知は、別記様式第3号によるものとする。

エ 要綱別紙1の第5の1の(3)に定める業務提案書の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

- ① 民間推進団体が他の者との間で合併、事業の譲渡等を行う場合
- ② 事業を中止又は廃止する場合
- ③ その他業務提案書の重要な変更が特に必要と認められる場合

オ 業務提案書の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第4号によるものとし、別記様式第1号の業務提案書に準じた書類を添付するものとする。

カ 要綱別紙1の第5の1の(3)による業務提案書の変更の承認の通知は、別記様式第3号によるものとする。

(2) 業務実施計画

ア 要綱別紙1の第5の2の(1)により作成する業務実施計画は、別記様式第5号によるものとし、事業実施年度の前年度の2月末日までに、別記様式第6号により環境バイオマス政策課長に提出するものとする。ただし、事業実施初年度においては、要綱別紙1の第5の1の(2)による業務提案書が承認された後、速やかに提出するものとする。

イ 要綱別紙1の第5の2の(2)による業務実施計画の承認の通知は、別記様式第7号によるものとする。

ウ 環境バイオマス政策課長は、要綱別紙1の第5の2の(2)の審査に当たっては、承認した業務提案書と整合が図られていることを確認するものとする。

エ 要綱別紙1の第5の2の(3)に定める業務実施計画の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

- ① (1)のエに定める業務提案書の重要な変更該当する場合
- ② 交付金が増額する場合

オ 業務実施計画の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第8号によるものとし、別記様式第5号の業務実施計画に準じた書類を添付するものとする。

カ 要綱別紙1の第5の2の(3)による業務実施計画の変更の承認の通知は、別記様式第7号によるものとする。

(3) 事業の着手

ア 事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ環境バイオマス政策課長の適正な指導を受けるとともに、民間推進団体は、別記様式第9号により、

その理由を明記した交付決定前着手届を環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、民間推進団体は、推進事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の環境バイオマス政策課長からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、民間推進団体の責任とする。

ウ 民間推進団体は、交付決定前に着手した場合には、交付金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

3 助成

(1) 民間推進団体が実施中又は既に終了している事業を推進事業の助成対象とすることは、認めないものとする。

(2) 要綱別紙1の第7の国の助成措置の対象となる経費は、別表の1のとおりとする。

4 事業実施状況の報告

要綱別紙1の第8により作成する事業実施状況報告は別記様式第10号によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月末日までに、別記様式第11号により環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

5 証拠書類の保管

民間推進団体は、推進事業に関する証拠書類又は証拠物を、推進事業の実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

6 知的財産権の帰属等

(1) 推進事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認する別記様式第12号による確認書を環境バイオマス政策課長に提出することによって、民間推進団体に帰属するものとする。

ア 民間推進団体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第13号により報告書を作成し、環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

イ 民間推進団体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾す

るものとする。

ウ 民間推進団体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(2) 民間推進団体が推進事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、環境バイオマス政策課長の承諾を要し、さらに、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

第3 ソフトセルロース利活用モデル事業

1 事業内容

(1) 技術実証

ア 収集運搬に係る技術実証については、ソフトセルロース系原料を効率的に収集運搬するための技術を確立するために行う新技術の導入に向けた開発等を行う。

イ バイオ燃料製造に係る技術実証については、バイオ燃料の製造技術の確立及びバイオ燃料の製造過程で発生する副産物の高度利用のために行う新技術の導入に向けた開発等を行う。

ウ 走行に係る技術実証については、ガソリンにエタノールを高濃度に混合した燃料を利用して技術実証を行う等、走行に関して未確立な技術の導入に向けた開発等を行う。

2 事業実施手続

(1) ソフトセルロース利活用計画

ア 環境バイオマス政策課長は、公募によりソフトセルロース利活用計画の募集を行うものとする。

イ 要綱別紙2の第5の1の(1)により作成するソフトセルロース利活用計画は、別記様式第14号によるものとし、別記様式第15号により環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

ウ ソフトセルロース利活用計画のうち収集運搬実証計画には、モデル事業の終了時点において達成すべき次に掲げる事項を具体的に記載するものとする。

① ソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用

ほ場内での集草から積込みまでに要する費用（稲刈り等に要する費用を除く。）及びバイオ燃料製造設備への運搬に要する費用の合計額の目標を設定する。

② ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間

ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間（稲刈り等に要する時間を除く。）の目標を設定する。

エ ソフトセルロース利活用計画のうちバイオ燃料製造実証計画には、モデル事業の終了時点において達成すべき次に掲げる事項を、具体的に記載するものとする。

① バイオ燃料製造に係る費用

バイオ燃料製造に係る費用（減価償却費、租税公課、支払利子等を除く。）の目標を設定する。また、ウの①のソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用と合算して、製造されるバイオエタノール1リットル当たりの金額を算出する。

② バイオ燃料連続生産日数

バイオ燃料製造設備における連続生産日数の目標を設定する。

③ バイオ燃料の品質適合度

バイオ燃料の品質については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（昭和51年11月25日法律第88号。以下「品確法」という。）等に定める品質を満たすものとする。

オ ウの②並びにエの①及び②は、要綱別紙2の第8の4の成果重視事業の枠組みの中で実施する技術実証の目標として設定するものであり、次に掲げる数値を目標として設定するものとする。

① ソフトセルロース系原料の収集運搬に係る費用及びバイオ燃料製造に係る費用の合計が、製造されるバイオエタノール1リットル当たり90円程度以下とする。

② ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間が、1ヘクタール当たり5時間程度以下とする。

③ バイオ燃料製造設備において1週間以上の連続生産を行うものとする。

④ ソフトセルロース系原料の有する特性にかんがみ、①から③までの目標により難しい場合にあつては、その目標は事業実施主体が設定し、環境バイオマス政策課長の承認を受けるものとする。

カ 要綱別紙2の第5の1の（3）によるソフトセルロース利活用計画の審査結果は、別記様式第16号により環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

キ 要綱別紙2の第5の1の（4）によるソフトセルロース利活用計画の承認の通知は、別記様式第17号によるものとする。

ク 環境バイオマス政策課長は、ソフトセルロース利活用計画を承認した場合において、ソフトセルロース利活用モデル地区が所在する都道府県を所管する地方農政局長等（北海道にあつては環境バイオマス政策課長、沖縄県にあつては内閣府

沖縄総合事務局長。以下同じ。)に承認したソフトセルロース利活用計画の写しを送付するものとする。

ケ 要綱別紙2の第5の1の(5)のソフトセルロース利活用計画の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

- ① ウ及びエの目標を変更する場合
- ② 事業を中止又は廃止する場合
- ③ 交付金及び補助金が30パーセント以上増減する場合
- ④ ソフトセルロース系原料を追加又は変更する場合
- ⑤ ソフトセルロース系原料の収集範囲を変更する場合
- ⑥ その他ソフトセルロース利活用計画の重要な変更が特に必要と認められる場合

コ ソフトセルロース利活用計画の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第18号によるものとし、別記様式第14号のソフトセルロース利活用計画に準じた書類を添付するものとする。

サ 民間推進団体は、緊急にソフトセルロース利活用計画の変更の承認をする必要がある場合は、地区審査委員会を開催せずに、ソフトセルロース利活用計画の審査を行い、その審査結果を環境バイオマス政策課長に報告することを妨げない。

シ 要綱別紙2の第5の1の(5)によるソフトセルロース利活用計画の変更の審査結果の報告は、別記様式第16号によるものとする。

ス 要綱別紙2の第5の1の(5)によるソフトセルロース利活用計画の変更の承認の通知は、別記様式第17号によるものとする。

セ 環境バイオマス政策課長は、ソフトセルロース利活用計画の変更を承認した場合において、ソフトセルロース利活用モデル地区が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に承認したソフトセルロース利活用計画の変更の写しを送付するものとする。

(2) 事業実施計画

ア 要綱別紙2の第5の2の(1)により作成する事業実施計画は、別記様式第19号によるものとし、事業実施年度の前年度の2月14日までに、別記様式第20号により民間推進団体に申請するものとする。ただし、事業実施初年度においては、要綱別紙2の第5の1の(4)によるソフトセルロース利活用計画が承認された後、速やかに申請するものとする。

イ 民間推進団体は、要綱別紙2の第5の2の(2)の審査に当たっては、承認されたソフトセルロース利活用計画と整合が図られていることを確認し、事業実施年度の前年度の2月末日までに、別記様式第21号により環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

ウ 要綱別紙2の第5の2の(3)による事業実施計画の承認の通知は、別記様式第22号によるものとする。

エ 環境バイオマス政策課長は、事業実施計画を承認した場合において、ソフトセルロース利活用モデル地区が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に承認した事業実施計画の写しを送付するものとする。

オ 要綱別紙2の第5の2の(4)の事業実施計画の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

① (1)のケに掲げるソフトセルロース利活用計画の重要な変更該当する場合

② 交付金又は補助金が増額する場合

③ その他事業実施計画の重要な変更が特に必要と認められる場合

カ 事業実施計画の変更を行おうとする場合の申請は、別記様式第23号によるものとし、別記様式第19号の事業実施計画に準じた書類を添付するものとする。

キ 要綱別紙2の第5の2の(4)による事業実施計画の変更の審査結果の報告は、別記様式第21号によるものとする。

ク 要綱別紙2の第5の2の(4)による事業実施計画の変更の承認の通知は、別記様式第22号によるものとする。

ケ 環境バイオマス政策課長は、事業実施計画の変更を承認した場合において、ソフトセルロース利活用モデル地区が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に承認した事業実施計画の変更の写しを送付するものとする。

(5) 事業の着手

ア 事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金及び補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導を受けるとともに、モデル事業の各事業実施主体は、別記様式第24号により、その理由を明記した交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、モデル事業の各事業実施主体は、モデル事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金及び補助金の交付が確実である旨の地方農政局長等からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、モデル事業の各事業実施主体の責任とする。

ウ モデル事業の各事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付金及び補助金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

3 助成

- (1) モデル事業の各事業実施主体が実施中又は既に終了している事業をモデル事業の助成対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 交付金及び補助金は、モデル事業を実施する地域の実情に即した適正な現地における実行価格により算定及び執行をするものとし、実証設備の規模については事業目的に合致するものでなければならない。
- (3) 要綱別紙2の第7の国の助成措置の対象となる事業及び経費は、別表の2のとおりとする。

4 事業の評価

(1) 事業の評価

ア 要綱別紙2の第9の1の(1)による報告は、別記様式第25号によるものとし、別記様式第26号により事業実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。ただし、事業実施最終年度においては、事業最終年度の1月末日までに提出するものとする。

イ 要綱別紙2の第9の1の(3)による報告は、別記様式第27号により事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。ただし、事業実施最終年度においては、事業実施期間中における全体の検証及び評価を事業最終年度末までに行うものとする。

(2) 改善措置

ア 要綱別紙2の第9の2の(3)による報告は、別記様式第28号により行うものとする。

5 証拠書類の保管

ソフトセルローズ利活用モデル地区は、モデル事業に関する証拠書類又は証拠物を、モデル事業の実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

6 収益納付

- (1) モデル事業の各事業実施主体は、要綱別紙2の第10の1による報告については、収益が生じた年度の終了した日から90日以内に、別記様式第29号により収支状況報告書を作成し、民間推進団体に報告するものとする。ただし、事業実施最終年度においては、事業最終年度の1月末日までに報告するものとする。
- (2) モデル事業の各事業実施主体は、(1)により、事業最終年度に提出される収支

状況報告書において、事業開始時からの累計で利益が生じている場合にあっては、技術実証に係る補助金の額を限度として、その利益に相当する金額を地方農政局長等に返還するものとする。

- (3) (2) の納付の期限は、地方農政局長等による納付を命ずる通知の日から20日以内とする。

7 知的財産権の帰属等

- (1) モデル事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認する別記様式第30号による確認書を民間推進団体を經由して環境バイオマス政策課長に提出することによって、モデル事業の各事業実施主体に帰属するものとする。

ア モデル事業の各事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第31号により報告書を作成し、民間推進団体を經由して環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

イ モデル事業の各事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。

ウ モデル事業の各事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

- (2) モデル事業の各事業実施主体がモデル事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、環境バイオマス政策課長の承諾を要し、さらに、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

- (3) なお、特許権等の知的財産権とは以下のものとする。

ア 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

イ 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

ウ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

エ 品質登録を受ける地位又は育成者権

オ プログラム及びデータベース著作権に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）

附 則

1. この要領は、平成23年4月1日から施行する。
2. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第1820号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。
3. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領に基づき実施される事業の平成23年度以降に行う事業の評価等については、本要領により実施するものとする。
4. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領に基づき平成22年度以前に採択された事業のうち平成23年度以降も継続して実施する事業については、本要領により実施するものとする。

要領別表

1 ソフトセルコース利活用推進事業（第2の3の（2）関係）

助成対象経費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術員手当等 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料及び賃貸料 ・ 備品購入費 ・ 共済費 ・ 研究機材費 ・ 機械賃料

○助成対象経費について

区 分	経 費
1 技術員手当等	推進事業に直接従事する職員に対する技術員手当等及び日々雇用される事務補助員の賃金
2 報償費	謝礼金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等※）
5 役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
6 委託料	コンサルタント等の委託料（広告普及掲載料等を含む）
7 使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料並びに有料道路通行料
8 備品購入費	庁用器具類購入費
9 共済費	技術員手当等が支弁される者に対する共済組合負担金及び保険料、賃金が支弁される者に対する社会保険料
10 研究機材費	研究開発に必要な機械・装置若しくは工具・器具の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費
11 機械賃料	簡易整備の実施に当たり、作業機械・機材等の賃料に係る経費

2 ソフトセルロース利活用モデル事業（第3の3の（3）関係）

対象事業	助成対象経費
<p>技術実証</p> <p>(1) 収集運搬に係る実証 ソフトセルロース系原料を効率的に収集運搬するために技術を確立するために行う新技術導入に向けた開発等を実施</p> <p>(2) バイオ燃料製造に係る実証 バイオ燃料の製造技術の確立及び製造過程で発生する副産物の高度利用のために行う新技術の導入に向けた開発等を実施</p> <p>(3) 走行に係る実証 走行に関して未確立な技術の導入に向けた開発等を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術員手当等 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃貸料 ・ 備品購入費 ・ 共済費 ・ 研究機材費 ・ 機械賃料
<p>設備整備</p> <p>(1) ソフトセルロース系原料貯蔵設備</p> <p>(2) バイオ燃料製造設備</p> <p>(3) バイオ燃料混合設備</p> <p>(4) バイオ燃料供給設備</p> <p>(5) その他技術実証の達成を図るために一体的に必要な設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 測量及び試験費 ・ 機械器具費

○技術実証に要する経費

区 分	経 費
1 技術員手当等	モデル事業に直接従事する職員に対する技術員手当等及び日々雇用される事務補助員の賃金
2 報償費	謝礼金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等※）
5 役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、保険料
6 委託料	コンサルタント等の委託料（広告普及掲載料等を含む）
7 使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、借料及び損料並びに有料道路通行料
8 備品購入費	庁用器具類購入費
9 共済費	技術員手当等が支弁される者に対する共済組合負担金及び保険料、賃金が支弁される者に対する社会保険料
10 研究機材費	研究開発に必要な機械・装置若しくは工具・器具の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費
11 機械賃料	簡易整備の実施に当たり、作業機械・機材等の賃料に係る経費

○設備整備に要する経費

区 分	経 費
1 工事費	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費
2 測量及び試験費	工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要な経費で、コンサルタント等に委託する場合の経費を含む
3 機械器具費	工事の施工に必要な試験器具の購入に必要な経費

○ソフトセルロース利活用モデル事業の助成対象となる設備整備について

区 分	内 容
1 ソフトセルロース系 原料貯蔵設備	原料受入れ設備、原料貯蔵設備（土の洗い出しのための洗淨設備を含む）
2 バイオ燃料製造設備	原料前処理設備、発酵設備、蒸留設備、脱水設備、製品貯蔵設備、製品払出し設備、副産物処理・貯蔵・払出し設備、廃水処理設備、ユーティリティー設備（ボイラ設備・受変電設備・用水設備・計装用空気設備等）、建屋、計装設備、消火設備
3 バイオ燃料混合設備	バイオ燃料受入れ設備、バイオ燃料貯蔵設備、混合出荷設備、消火設備
4 バイオ燃料供給設備	給油機設備、地下タンク、消火設備
5 その他一体的に必要な となる設備	その他事業目標の達成のために一体的に必要な設備

ソフトセルロース利活用技術確立事業
実施要領 別記様式集

様式 番号	様式名	作成者	申請 (提出) 先	備考
1	業務提案書	民間推進団体	—	
2	業務提案申請書	民間推進団体	国	
3	業務提案書の承認について	国	民間推進団体	
4	業務提案書変更申請書	民間推進団体	国	
5	業務実施計画	民間推進団体	—	
6	業務実施計画申請書	民間推進団体	国	
7	業務実施計画の承認について	国	民間推進団体	
8	業務実施計画変更申請書	民間推進団体	国	
9	交付決定前着手届け	民間推進団体	国	
10	事業実施状況報告	民間推進団体	—	
11	事業実施状況報告書	民間推進団体	国	
12	知的財産権確認書	民間推進団体	国	
13	特許権等出願・取得状況報告書	民間推進団体	国	
14	ソフトセルロース利活用計画	モデル地区	—	
15	ソフトセルロース利活用計画申請書	モデル地区	国	

様式 番号	様式名	作成者	申請 (提出) 先	備考
16	ソフトセルロース利活用計画審査結果報告書	民間推進団体	国	
17	ソフトセルロース利活用計画の承認について	国	モデル地区	
18	ソフトセルロース利活用計画変更申請書	モデル地区	民間推進団体	
19	事業実施計画	モデル地区	—	
20	事業実施計画申請書	モデル地区	国	民間推進団体経由
21	事業実施計画審査結果報告書	民間推進団体	国	
22	事業実施計画の承認について	国	モデル地区	
23	事業実施計画変更申請書	モデル地区	国	民間推進団体経由
24	交付決定前着手届け	モデル地区	国	
25	事業実施状況報告	モデル地区	—	
26	事業実施報告状況書	モデル地区	民間推進団体	
27	事業評価結果報告書	民間推進団体	国	
28	改善措置実施報告書	民間推進団体	国	
29	収支状況報告書	モデル地区	民間推進団体	
30	知的財産権確認書	モデル地区	国	民間推進団体経由
31	特許権等出願・取得状況報告書	モデル地区	国	民間推進団体経由

(別記様式第1号)

業務提案書

団体概要	名 称		
	代 表 者		
	住 所		
	担 当 者 名		
	連 絡 先 (電 話 番 号)		
業務実績	農業と農村振興への知見		
	バイオマス利活用への知見		
	バイオ燃料への知見		
	稲わら等収集への知見		
	外部有識者等を含む委員会等の開催実績		
	その他		
※上記のそれぞれについて、団体若しくは団体に所属する者から出版した出版物がある場合、官公庁等から業務受託の実績がある場合等の実績について、定量的かつ具体的内容を記載する。さらに、それらの実施の事実が判断できる資料等を添付する(報告書等をそのまま添付することを求めるものではない。)			
業務提案	業務実施の考え方		
	モデル地区の実施状況の確認等の実施方針		
	技術実証の評価等方針		
	情報の発信方針		
※表中には要旨を記入し、参考資料がある場合にはその資料を添付する。			
経費	項目	全体事業費 (千円)	備考
	実施状況の確認等の実施		
	技術実証の評価等		
	情報の発信		
	計	0	
その他特記事項			

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
業務提案申請書

業務提案書を作成しましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱(平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の(1)に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 業務提案書

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

住所
民間推進団体名
代表名 殿

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
業務提案書 (*変更) の承認について**

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のあった業務提案書 (*変更) について、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 288 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 1 の第 5 の 1 の (2) に基づき、承認します。

< 施行注意 >

本様式は、当初及び変更時の承認の様式を兼ねている。

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
業務提案変更申請書

業務提案書を以下のとおり変更したいので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱(平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の(3)に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

変更前	変更後

記

1. 業務提案書(変更後)

(別記様式第5号)

業務実施計画

団体概要	名 称					
	代 表 者					
	住 所					
	担 当 者 名					
	連 絡 先 (電 話 番 号)					
事業実施内容	テーマ課題	実施回数等	事業実施内容			
	モデル地区の実施状況の確認等の実施					
	技術実証の評価等					
	情報の発信					
事業費	テーマ課題	全体事業費 (千円)	直近3ヵ年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H20	H21	H22	
	実施状況の確認等の実施					
	技術実証の評価等					
	情報の発信					
	計	0	0	0	0	
事業実施体制						
その他特記事項						

<添付資料> ①事業実施内容の詳細が分かる資料
②事業費の積算の基礎となる資料

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
業務実施計画申請書

業務実施計画を作成しましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の2の（1）に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 業務実施計画

(別記様式第7号)

番 号
年 月 日

住所
民間推進団体名
代表名 殿

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
業務実施計画 (*変更) の承認について**

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のあった業務実施計画 (*変更) について、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 288 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 1 の第 5 の 2 の (2) に基づき、承認します。

< 施行注意 >

本様式は、当初及び変更時の承認の様式を兼ねている。

(別記様式第8号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
業務実施計画変更申請書

業務実施計画を以下のとおり変更したいので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱(平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の2(3)に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

変更前	変更後

記

1. 業務実施計画(変更後)

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
交付決定前着手届

〇〇(交付決定前着手が必要な理由)のため、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領(平成23年4月1日22環第289号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)第2の2の(3)のアに基づき、業務実施計画について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失の生じた場合、これらの損失は当団体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別記様式第10号)

事業実施報告

団体概要	名	称		
	代	表	者	
	住		所	
	担	当	者	名
	連絡先(電話番号)			
事業実施内容	テーマ課題	実施回数等	事業実施内容	
	実施状況の確認等の実施			
	評価委員会の開催運営			
	情報の発信			
事業費	テーマ課題	当該年度事業費(千円)	備考	
	実施状況の確認等の実施			
	技術実証の評価等			
	情報の発信			
	計		0	
事業実施体制				
その他特記事項				

<添付資料> 事業実施内容の詳細が分かる資料

(別記様式第11号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
事業実施状況報告書

事業実施状況を取りまとめましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱(平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第8に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業実施状況報告

(別記様式第12号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
知的財産権確認書

推進事業を実施するに当たって、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領（平成23年4月1日22環第289号環境バイオマス政策課長通知）第2の6の（1）に基づき、下記の事項について許諾したことを報告します。

記

- 1 本事業を実施するに当たって、国からの助成を受けて行うソフトセルロース利活用技術確立事業の成果により知的財産権の出願又は取得した場合、遅滞なく、当該実施要領の規定に基づき環境バイオマス政策課長にその旨を報告するものとする。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにし、当該知的財産権を求める場合には、無償で利用する権利を国に許諾するものとする。
- 3 上記2に基づき環境バイオマス政策課長に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、環境バイオマス政策課長の円滑な権利の利用に協力する。
- 4 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、かつ、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 5 環境バイオマス政策課長が上記4に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅延なく、理由書を環境バイオマス政策課長に提出する。

(別記様式第13号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用推進事業)
特許権等出願・取得状況報告書

以下のとおり推進事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 289 号環境バイオマス政策課長通知）第 2 の 6 の（1）の ア に基づき、報告します。

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出 願 人	
発 明 者	

(別記様式第14号)

ソフトセルロース利活用計画

平成〇年〇月〇日

〇〇〇プロジェクト

ソフトセルロース利活用計画

1. 全体計画

地区名		
事業概要		
実証設備整備地域		
事業実施主体	収集運搬実証	
	バイオ燃料製造実証	
	走行実証	
ソフトセルロース	種類	
	収集範囲	
製造施設	最大施設能力	L/日(稼働日数: 日)
目標	目標コスト (事業終了時)	収 集 運 搬 ① : 円/原料t
		バイオエタノール製造②: 円/L
		〔 ①及び②から算出されるバイオエタノール製造費用: 円/L 〕
	ほ場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間	時間/ha
	実証設備稼働目標	連 続 稼 働 日 数 : 日
	品質適合度	%
技術実証テーマ	収集運搬実証	
	バイオ燃料製造実証	
	走行実証	

2. 収集運搬実証計画(1/2)

事業実施主体	名称					
	代表者					
	本事業 担当者					
	担当者 住所					
	担当者連絡先(電話番号)					
	担当者 E-mailアドレス					
	ホームページ					
事業内容	技術実証テーマ					
	ソフトセルロース系原料	種 類 :				
		収 集 範 囲 :				
		収 集 面 積 :	ha			
	収集方法	収 集 機 器 :				
		収 集 時 期 :	月 ~			
		収 集 目 標 量 :	t/年			
		貯 蔵 場 所 :				
		《 方 法 詳 細 》				
	運搬方法	運 搬 機 器 :				
運 搬 時 期 :		月 ~				
《 方 法 詳 細 》						
収集概要		H20	H21	H22	H23	H24
	ソフトセルロース系原料の収集量 (t/年)					
目標	収集・運搬コスト (円/原料t)					
	圃場内でのソフトセルロース系原料の収集運搬時間 (hr/ha)					

2. 収集運搬実証計画(2/2)

	テーマ課題	事業費 (千円)	直近3ヶ年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H20	H21	H22	
収集運搬実証						
	計	0	0	0	0	—
収集運搬実証期間	テーマ課題	H20	H21	H22	H23	H24
収集運搬体制						
その他特記事項						

<添付資料>

- ① 収集運搬実証実施範囲位置図
- ② 目標の設定根拠となる資料
(平成24年度に向けてどのような取り組みを行い、目標を達成するかが分かる資料)
- ③ 技術実証の内容が分かる資料

3. バイオ燃料製造実証計画(1/2)

事業実施主体	名称											
	代表者											
	本事業 担当者											
	担当者 住所											
	担当者連絡先(電話番号)											
	担当者 E-mailアドレス											
	ホームページ											
施設能力	年間製造量	L/年(日当たり: L/日)										
	稼働日数	日/年										
	バイオ燃料製造量 (kL/年)	H20	H21	H22	H23	H24						
	製造効率 (kL/原料t)	H20	H21	H22	H23	H24						
実証設備整備費 (千円)	全体事業費	国費	自己資金	借入金								
				利率 : 借入先 :								
実証設備の技術の 特徴・新規性	前処理・糖化工程											
	発酵工程											
	蒸留・脱水工程											
	副産物処理											
実証設備整備に係る 行政手続き	法令・条例名	許認可・届け出の状況										
実証設備整備工程表	作業内容	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

3. バイオ燃料製造実証計画(2/2)

目標		H20	H21	H22	H23	H24
	バイオ燃料製造コスト (円/L)					
	バイオエタノール製造コスト(収集運搬コスト+ バイオ燃料製造コスト)(円/L)					
	バイオ燃料連続 生産日数					
	バイオ燃料の 品質適合度(%)					
バイオ燃料製造実証	テーマ課題	事業費 (千円)	直近3ヶ年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H20	H21	H22	
	計	0	0	0	0	—
バイオ燃料製造 実証期間	テーマ課題	H20	H21	H22	H23	H24
バイオ燃料製造 実証体制						
その他特記事項						

<添付資料>

- ① バイオ燃料製造設備 整備位置図
- ② バイオ燃料製造設備 一般図・配置図
- ③ バイオ燃料製造フロー図
- ④ 技術実証の内容が分かる資料

4. 走行実証計画

事業実施主体	名称					
	代表者					
	本事業 担当者					
	担当者 住所					
	担当者連絡先(電話番号)					
	担当者 E-mailアドレス					
	ホームページ					
事業内容	事業目的					
	エタノール含有率	%				
	利用車種					
目標						
走行実証	テーマ課題	事業費 (千円)	直近3ヶ年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H20	H21	H22	
	計	0	0	0	0	—
走行実証期間	テーマ課題	H20	H21	H22	H23	H24
走行実証体制						
その他特記事項						

<添付資料>

- ① 技術実証の内容が分かる資料

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

ソフトセルロース利活用モデル地区名

事業実施主体名

代表者名

印

事業実施主体名

代表者名

印

事業実施主体名

代表者名

印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
ソフトセルロース利活用計画申請書**

ソフトセルロース利活用計画を作成しましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の1の（2）に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. ソフトセルロース利活用計画

(別記様式第16号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
ソフトセルロース利活用計画 (*変更) 審査結果報告書

公募されたソフトセルロース利活用計画 (*変更) の審査結果を、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 288 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 2 の第 5 の 1 (3) に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 ソフトセルロース利活用計画審査委員会 会則
- 2 ソフトセルロース利活用計画 審査基準
- 3 ソフトセルロース利活用計画 審査結果

<施行注意>

1. 本様式は、当初及び変更時の承認の様式を兼ねている。
2. 緊急にソフトセルロース利活用計画の変更を要し、地区審査委員会を開催していない場合は、上記 2 「ソフトセルロース利活用計画変更審査委員会会則」に代わり、緊急性を示す書類を添付するものとする。

(別記様式第17号)

番 号
年 月 日

ソフトセルロース利活用モデル地区名

事業実施主体名

代表者名

事業実施主体名

代表者名

事業実施主体名

代表者名

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
ソフトセルロース利活用計画 (*変更) の承認について**

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のあったソフトセルロース利活用計画 (*変更) について、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 288 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 2 の第 5 の 1 の (4) に基づき、承認します。

< 施行注意 >

本様式は、当初及び変更時の承認の様式を兼ねている。

(別記様式第18号)

番 号
年 月 日

住所
民間推進団体名 様

ソフトセルロース利活用モデル地区名

事業実施主体名

代表者名

印

事業実施主体名

代表者名

印

事業実施主体名

代表者名

印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
ソフトセルロース利活用計画変更申請書**

ソフトセルロース利活用計画を以下のとおり変更したいので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の1の（5）に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

変更前	変更後

記

1. ソフトセルロース利活用計画（変更後）

平成〇〇年度 ソフトセルローズ利活用技術確立事業 事業実施計画

1. 収集運搬実証実施計画(1/2)

事業実施主体	名称					
	代表者					
	住所					
	連絡先(電話番号)					
	E-mailアドレス					
	ホームページ					
収集概要		H20	H21	H22	H23	H24
	ソフトセルローズ系原料の収集量(t/年)	(上段:計画) — (下段:実績)				
事業目標	収集・運搬コスト(円/原料t)	(上段:計画) — (下段:実績)				
	圃場内でのソフトセルローズ系原料の収集時間(hr/ha)	(上段:計画) — (下段:実績)				
	成果目標達成に向けた当該年度の取組方針					
技術実証内容	テーマ課題	実施期間	技術実証内容			

1. 収集運搬実証実施計画(2/2)

技術実証費	テーマ課題	全体事業費 (千円)	直近3か年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H〇	H〇	H〇	
	計	0	0	0	0	
技術実証体制						
その他特記事項						

- 添付書類: ①ソフトセルローズ収集範囲位置図
 ②技術実証の内容が分かる資料
 ③技術実証費の積算資料

2. バイオ燃料製造実証実施計画(1/2)

事業実施主体	名称					
	代表者					
	住所					
	連絡先(電話番号)					
	E-mailアドレス					
	ホームページ					
製造概要		H20	H21	H22	H23	H24
	バイオ燃料製造量 (L/年)	(上段:計画) — (下段:実績)				
	バイオ燃料製造効率 (L/原料t)	(上段:計画) — (下段:実績)				
事業目標	バイオ燃料製造費用 (円/L)	(上段:計画) — (下段:実績)				
	バイオエタノール 製造コスト(収集運搬コスト+ バイオ燃料製造コスト) (円/L)	(上段:計画) — (下段:実績)				
	バイオ燃料連続 生産日数	(上段:計画) — (下段:実績)				
	バイオ燃料の 品質適合度(%)	(上段:計画) — (下段:実績)				
	成果目標達成に 向けた当該年度の 取組方針					
技術実証内容	テーマ課題	実施期間	技術実証内容			

2. バイオ燃料製造実証実施計画(2/2)

	テーマ課題	全体事業費 (千円)	直近3か年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H20	H21	H22	
技術実証費						
	計	0	0	0	0	
技術実証体制						
その他特記事項						

- 添付書類: ①バイオ燃料製造設備 整備位置図
 ②バイオ燃料製造設備 一般図・配置図
 ③技術実証の内容が分かる資料
 ④技術実証費の積算資料

3. 走行実証実施計画

事業実施主体	名称					
	代表者					
	住所					
	連絡先(電話番号)					
	E-mailアドレス					
	ホームページ					
事業目標						
技術実証内容	テーマ課題	実施期間	技術実証内容			
技術実証費	テーマ課題	全体事業費 (千円)	直近3か年の事業費(千円)			備考 (委託先)
			H20	H21	H22	
	計	0	0	0	0	
技術実証体制						
その他特記事項						

添付書類: ①技術実証の内容が分かる資料
 ②技術実証費の積算資料

(別記様式第20号)

番 号
年 月 日

(住所
民間推進団体名 経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

ソフトセルロース利活用モデル地区名

事業実施主体名

代表者名

印

事業実施主体名

代表者名

印

事業実施主体名

代表者名

印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
事業実施計画申請書**

事業実施計画を作成しましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の2の（1）に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業実施計画

(別記様式第21号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
事業実施計画 (*変更) 審査結果報告書**

申請のあった事業実施計画 (*変更) の審査結果を、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 288 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 2 の第 5 の 2 の (2) に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 提出された事業実施計画 (別記様式第 19 号)
- 2 事業実施計画 審査基準
- 3 事業実施計画 審査結果

<施行注意>

本様式は、当初及び変更時の承認の様式を兼ねている。

(別記様式第22号)

番 号
年 月 日

ソフトセルロース利活用モデル地区名

事業実施主体名

代表者名

事業実施主体名

代表者名

事業実施主体名

代表者名

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
事業実施計画(*変更)の承認について**

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のあった事業実施計画(*変更)について、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱(平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の2の(3)に基づき、承認します。

<施行注意>

本様式は、当初及び変更時の承認の様式を兼ねている。

(別記様式第23号)

番 号
年 月 日

(住所
民間推進団体名 経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

ソフトセルロース利活用モデル地区名
事業実施主体名
代表者名 印
事業実施主体名
代表者名 印
事業実施主体名
代表者名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
事業実施計画変更申請書

事業実施計画を以下のとおり変更したいので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の2（4）に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

変更前	変更後

記

1. 事業実施計画（変更後）

(別記様式第24号)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

ソフトセルロース利活用モデル地区名

事業実施主体名

代表者名

印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
交付決定前着手届**

●● (交付決定前着手が必要な理由) のため、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領 (平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 289 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知) 第 3 の 2 の (5) のアに基づき、業務実施計画について、下記条件を了承の上、交付金及び補助金の交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失の生じた場合、これらの損失はソフトセルロース利活用モデル地区が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額及び補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

ソフトセルロース利活用技術確立事業
事業実施報告

1. 収集運搬実証

事業実施主体	名称	
	代表者	
	住所	
	連絡先(電話番号)	
事業実施結果	ソフトセルロース	種類 :
		収集範囲:
		収集面積:
	収集方法	収集機器:
		収集時期:
		収集量 :
	運搬方法	収集時間:
		運搬機器:
収集運搬コスト	運搬時期:	
その他		
実証結果	テーマ課題	実証を行った結果
その他特記事項		

2. バイオ燃料製造実証

事業実施主体	名称	
	代表者	
	住所	
	連絡先(電話番号)	
事業実施結果	製造量(L/年)	
	製造効率(L/原料t)	
	連続生産日数	
	バイオ燃料製造費用(円/L)	
	バイオエタノール製造コスト(円/L)	
	品質適合度(%)	
実証結果	テーマ課題	実証を行った結果
その他特記事項		

3. 走行実証

事業実施主体	名称	
	代表者	
	住所	
	連絡先(電話番号)	
事業実施結果	エタノール含有率	
	利用車種	
	実証効果	
実証結果	テーマ課題	実証を行った結果
その他特記事項		

※実証を行った結果について、参考となる資料を添付する。

(別記様式第26号)

番 号
年 月 日

住所
民間推進団体名
代表者 様

ソフトセルロース利活用モデル地区名
事業実施主体名
代表者名 印
事業実施主体名
代表者名 印
事業実施主体名
代表者名 印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
事業実施状況報告書**

事業実施状況を取りまとめましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱(平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第9の1の(1)に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業実施状況報告

(別記様式第27号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

**ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
事業評価結果報告書**

ソフトセルロース利活用モデル地区の平成〇年度の事業評価を行ったので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 環第 288 号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 9 の 1 の（3）に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 提出された事業実施状況報告（別記様式第 25 号）
- 2 事業評価基準
- 3 事業評価結果

<施行注意>

事業実施最終年度においては、事業実施期間中における全体の検証及び評価を行い、その結果を添付するものとする。

(別記様式第28号)

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

住所
民間推進団体名
代表名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
改善措置実施報告書

ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第9の2の（3）に基づき改善措置を以下のとおり実施したので、下記関係書類を添えて報告します。

改善措置を要する ソフトセルロース 利活用モデル地区名	改善措置を要する事項	改善措置概要

記

- 1 改善措置内容の詳細が分かる資料
- 2 改善措置を受けたソフトセルロース利活用モデル地区の改善報告書

(別記様式第29号)

番 号
年 月 日

住所
民間推進団体名
代表者 様

ソフトセルロース利活用モデル地区名
事業実施主体名
代表者名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
収支状況報告書

平成○年度の収支状況報告書をまとめましたので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日22環第288号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第10の1に基づき、以下のとおり報告します。

1. 収集運搬実証

区分		平成○年度	平成○年度 までの累計
収益	売上（バイオ燃料）	①	
	（副産物等）	②	
	特許権等の譲渡等	③	
	合計（④）	①～③	
費用	原料費	⑥	
	施設運転費	⑦	
	減価償却費	⑧	
	一般管理費等	⑨	
	租税公課	⑩	
	その他（支払い利子等）	⑪	
	合計（⑫）	⑥～⑪	
差し引き利益		④－⑫	
収益返納額			

2. バイオ燃料製造実証

区分		平成○年度	平成○年度 までの累計
収益	売上（バイオ燃料）	①	
	（副産物等）	②	
	特許権等の譲渡等	③	
	合計（④）	①～③	
費用	原料費	⑥	
	施設運転費	⑦	
	減価償却費	⑧	
	一般管理費等	⑨	
	租税公課	⑩	
	その他（支払い利子等）	⑪	
	合計（⑫）	⑥～⑪	
差し引き利益		④－⑫	
収益返納額			

3. 走行実証

区分		平成○年度	平成○年度 までの累計
収益	売上（バイオ燃料）	①	
	（副産物等）	②	
	特許権等の譲渡等	③	
	合計（④）	①～③	
費用	原料費	⑥	
	施設運転費	⑦	
	減価償却費	⑧	
	一般管理費等	⑨	
	租税公課	⑩	
	その他（支払い利子等）	⑪	
	合計（⑫）	⑥～⑪	
差し引き利益		④－⑫	
収益返納額			

< 施行注意 >

- 1 収益・費用の各区分の金額は、補助事業者の会計処理上の区分で最も近縁・類似した区分の金額を記入すること。
- 2 説明に必要な資料を適宜添付すること。
- 3 千円単位で記入し、百円単位は切り捨てること。
- 4 収益納付額の欄は、平成 24 年度収支状況報告書において、累計の差し引き利益がある場合には、技術実証に係る補助金の累計額を限度して、その利益に相当する金額を記入すること。（平成 24 年度収支状況報告書のみ記入）

(別記様式第30号)

番 号
年 月 日

(住所
民間推進団体名 経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

ソフトセルロース利活用モデル地区名
事業実施主体名
代表者名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業 (ソフトセルロース利活用モデル事業) 知的財産権確認書

本事業を実施するに当たって、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領（平成23年4月1日22環第289号環境バイオマス政策課長通知）第3の7の(1)に基づき、下記の事項について許諾したことを報告します。

記

- 1 本事業を実施するに当たって、国からの助成を受けて行うソフトセルロース利活用技術確立事業の成果により知的財産権の出願又は取得した場合、遅滞なく、当該実施要領の規定に基づき環境バイオマス政策課長にその旨を報告するものとする。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにし、当該知的財産権を求める場合には、無償で利用する権利を国に許諾するものとする。
- 3 上記2に基づき環境バイオマス政策課長に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、環境バイオマス政策課長の円滑な権利の利用に協力する。
- 4 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、かつ、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 5 環境バイオマス政策課長が上記4に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅延なく、理由書を環境バイオマス政策課長に提出する。

(別記様式第31号)

番 号
年 月 日

(住所
民間推進団体名 経由)
農林水産省大臣官房
環境バイオマス政策課長 殿

ソフトセルロース利活用モデル地区名
事業実施主体名
代表者名 印

ソフトセルロース利活用技術確立事業
(ソフトセルロース利活用モデル事業)
特許権等出願・取得状況報告書

以下のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要領（平成23年4月1日22環第289号環境バイオマス政策課長通知）第3の7の（1）のアに基づき、報告します。

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出 願 人	
発 明 者	